

令和2年 第7回浅口市農業委員会議事録

令和2年7月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員12名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田一男	出	金光1	原田恒明	出
2	大橋浩治	出	金光2	鍋谷恒久	出
3	友田陽勝	出	金光2	安田文彦	出
5	古川秀昭	出	金光3	友田一美	出
6	佐藤和博	出	金光3	菰口清司	出
7	西本健次	出	鴨方1	吉川孝之	出
8	虫明祝典	出	鴨方1		
9	虫明伸吾	出	鴨方2	横山栄治	出
10	山下康朗	出	鴨方2	西山富雄	出
11	渡邊豊	出	鴨方3	高井基次	出
12	梶原めぐみ	出	鴨方3	山下眞治	出
13	岡田直樹	出	寄島1	高淵末孝	出
			寄島2	大島明敏	出

事務局

局長 畝山 善生                      書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 農用地利用集積計画について

議案第24号 農地利用最適化推進委員の選任について

日程第4 その他

- ・ 農地の適正管理に向けた指導に関するアンケートについて
- ・ 次回の委員会（令和2年8月17日（月）） 他

HP 開会（午後 1 時 3 0 分）

議長 それでは、会議を始めさせていただきます。  
ただいまの出席委員は 1 2 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 7 回浅口市農業委員会を開催いたします。  
日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。  
本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第 1 2 条第 2 項の規定により、議長において 2 番大橋委員、3 番友田委員を指名します。  
日程第 2、会期の決定について、を議題とします。  
会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日 1 日とします。  
日程第 3、議事に移ります。  
議案第 2 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。  
5 2 8 番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第 2 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について。令和 2 年 7 月 1 5 日提出。  
番号 5 2 8、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積 1 6 0 平方メートル。  
申請人は、鴨方町鴨方、6 0 歳、農業。転用目的は、駐車場です。  
施設の概要は、カーポート 1 基、7 3. 2 平方メートルです。農地区分は 3 種。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。  
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。  
なお、転用後の地目は雑種地です。  
以上です。

議長 次に、6 番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6 番佐藤です。  
この場所は、鴨方西地区の黒住教のすぐ前の駐車場の下になります。畑の一部を駐車場にということで、別に問題はないかと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。  
それでは、5 2 8 番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
議案第 2 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。  
5 3 2 番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書は3ページになります。

議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年7月15日提出。

番号532、土地の所在地、鴨方町小坂東。登記地目は畑。現況地目は田。面積794平方メートル。

譲り受け人は、倉敷市中島、住宅メーカー。譲り渡し人は、鴨方町小坂東、79歳、無職。転用目的は、建て売り住宅です。施設の概要は、建て売り住宅3棟、164.58平方メートル、木造ガルバリウム鋼板瓦ぶき2階建て、車庫1棟、30.4平方メートル、建蔽率は24.55です。工期は、許可の日から令和4年7月31日まで。農地区分は第2種ですが、譲り受け人には当該転用目的を達成できる代替地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番の虫明です。

図面のほうは、3ページ、4ページをおめくりください。

現地は、鴨方西幼稚園から東へ約150メートルほど行った、県道の里庄・地頭上線沿いに位置しております。譲り渡し人が高齢で、今まで、自宅に隣接する土地なんですけれども、野菜ものを少し植えて管理をしておったんですが、後継者もないということで、それから年も年なんで、管理もできないということで、処分することを検討しておったようですけれども、知り合いの方の紹介の上、この案件を持ちましたということでございます。特に問題はないと考えますので、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、532番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、533番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号533、土地の所在地、寄島町。地目、畑。面積8.31平方メートル。

譲り受け人は、寄島町、84歳、無職。譲り渡し人は、金光町占見新田、77歳、会社員。転用目的は、墓地です。施設の概要は、墓地1基、8.31平方メートル。農地区分は第2種ですが、譲り受け人には当該転用目的を達成する代替地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は墓地です。

以上です。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 この土地は、県道の矢掛・寄島線の大浦神社北西200メートルにある、県道を挟んで北西側のところにあります。転用地の周りの土地も、墓地が多くあるので、問題はないかと思えます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、533番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、536番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号536、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積238平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町鴨方、28歳、公務員。譲り渡し人は、東京都世田谷区成城、70歳、教員ほか1名。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、57.96平方メートル、木造瓦ぶき2階建て、建蔽率は24.35%です。農地区分は第2種ですが、譲り受け人には当該転用目的を達成できる代替地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

場所は、鴨方高校から東へ約600メートルぐらいで、奥島手延べそうめんっていう工場があります。この工場のすぐ下、この土地は、隣接地が3月の事案で出ていたところのすぐ東隣になります。別に問題ないかと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、536番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、537番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号537の1、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目は畑。面積57平方メートル。

ル。

番号537の2、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目は畑。面積148平方メートル。

譲り受け人は、岡山市南区西市、住宅メーカー。譲り渡し人は、鴨方町六条院東、73歳、無職。転用目的は、長屋建て住宅です。施設の概要は、長屋建て住宅1棟、295.37平方メートル、木造鋼板ぶき2階建て、駐輪場1棟、10平方メートル、ボンベ庫、1.5平方メートル、全体面積は953.17平方メートルで、建蔽率32.19%。農地区分は第3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。

この案件の場所は、JRの六条院東の踏み切り、里見川沿いにありますが、その踏み切りから東へ200メートルぐらい行った北側になります。土木委員、水利委員の承諾も得ておまして、全体の面積の中の畑2筆ということでもあります。今草刈りはしているようですが、作付は何もしておりません。問題ないと思われしますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、537番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、539番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号539、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積465平方メートル。

譲り受け人は、寄島町、51歳、会社役員。譲り渡し人は、鴨方町六条院中、78歳、無職。転用目的は、露天駐車場です。施設の概要は、露天駐車場、465平方メートル。農地区分は2種ですが、譲り受け人には当該転用目的を達成できる代替地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題ありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は雑種地です。

以上です。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。

この案件の場所は、旧JA岡山西の四条原店、今閉店していますが、あります。そこから南西に約300メートルほど行ったとこにみどりヶ丘団地というのがありますが、その団地のちょうど北側の土地になります。そのみどりヶ丘団地の中に、譲り受け人の会社がありまして、その会社の駐車場にするということでもあります。譲り渡し人も高齢で、一人でお住まいになって、今までずっと管理はしていただいておりますが、ずっと耕作はしておりませんでした。周りの土木委員、水利委員の承諾も得ているようでありますので、何も問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、539番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、535番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案は4ページになります。

賃貸借設定についての議案でございます。令和2年7月15日提出。

番号535、土地の所在地、金光町佐方。地目、田。面積994平方メートル。

借り受け人は、金光町佐方、製造業。貸出人は、金光町佐方、93歳、農業。転用目的は、倉庫です。施設の概要は、全体面積994平方メートルのうち250平方メートルを転用し、倉庫2棟、107.38平方メートルを建設するもので、残りの部分は引き続き田として利用する計画です。農地区分は第3種で、権利の存続期間は30年です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、転用要件を満たしていると考えられます。

なお、転用する250平方メートルの地目は宅地となります。

以上です。

議長 次に、友田委員、補足説明をお願いします。

委員 3番友田です。

こちらの物件は、場所のほうは佐方インターから金光に、100メートルから200メートルぐらい、ちょうど佐方の細い道を通る、それ沿いにあるところで、宗本の公会堂から一つ、二つ挟んだ東側になります。特に問題はないと思います。名前が製造会社になってはいますが、実際には貸出人のお子さんの会社という形になりますので、問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、535番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、531番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は5ページになります。

議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和2年7月15日提出。

番号531、土地の所在地、鴨方町鴨方。登記地目は田。現況地目、畑。面積383平方メートル。

借り受け人は、鴨方町鴨方、35歳、会社員。貸出人は、鴨方町鴨方、69歳、農業。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、88平方メートル、木造鋼板ぶき平家建て、全体面積は399.15平方メートルで、建蔽率は22.04%。農地区分は第3種です。権利の存続期間は、30年。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題ありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

地図は15ページ、16ページになります。

この案件は、貸出人の娘婿さん夫婦がこちらに帰ってきたいということで、自分の居住するすぐ西隣の土地を貸すということです。場所は、鴨方インター南交差点のすぐそばにAコープがあります。コープ鴨方店のすぐ西側の家が親の家で、その親に隣接した土地になります。下水は完備されていますし、排水もすぐ隣に用水がありますので、そこへ流されますので、別に問題ないかと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、531番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、538番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号538、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積534平方メートル。

借り受け人は、岡山市北区平野、34歳、公務員。貸出人は、鴨方町六条院中、66歳、会社員兼農業。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、84.05平方メートル、木造瓦ぶき平家建て、全体面積は534平方メートルのうち、有効面積は340平方メートルであり、建蔽率は24.72%です。農地区分は第3種

です。権利の存続期間は、30年。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題ありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。

この案件の場所は、国道2号線の六条院中のマルナカの東側の、国道2号の信号がありますが、そこにセブンイレブンがあります。そこから南へ200メートルぐらい行った東側の土地になります。この案件は、昨年の農振除外の案件でございます。貸出人、借り受け人は親子関係ということでございます。問題ないと思われまので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、538番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第23号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は6ページになります。

議案第23号農用地利用集積計画について。令和2年7月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号15番から17番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は3名です。更新件数が1件で、新規件数が2件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年が2件、5年が1件です。地目別設定面積は、田4,288平方メートル、畑474平方メートル、計4,762平方メートルです。ご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定いたします。



ここで、事務局から追加審議の要請がありました。

浅口市農業委員会会議規則第3条の規定により、これを認め、審議することとします。

議案第24号農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案のほうは、本日机の上のほうへ置かせていただいておりますA4の1枚物、左の上に議案第24号と書いたものをごらんいただきたいと思います。

議案第24号農地利用最適化推進委員の選任について。

次の者を農地利用最適化推進委員に選任することにつき、浅口市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第10条第1項の規定により、当委員会の意見を求める。令和2年7月15日。

1、選任しようとする者の氏名等。杉本正彦氏。鴨方町本庄在住。担当地区は、本庄、益坂、地頭上です。

選任の理由。杉本氏は、先般行った農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定による候補者の公募により、当該担当地域から団体推薦を受けた者である。地域の農業事情に精通しており、農業従事年数、耕作状況等から推進委員として適任と認められる。

3、任期。令和2年8月1日から令和3年7月31日まで。

なお、本日ご承認いただけましたら、8月1日就任に向け、告示等事務の準備を進めてまいります。

説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをします。

事務局 ①農地の適正管理に向けた指導に関するアンケートについて

②次回の委員会について

議長 それでは、本日の委員会は以上で閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後2時10分）